

弘南鉄道弘南線・大鰐線維持活性化基本方針

1 趣旨

弘南鉄道弘南線及び大鰐線は、利用者の減少に伴い自社経営のみでの運行の維持が困難になっているが、弘前圏域定住自立圏（以下、「弘前圏域」という）の公共交通ネットワークを形成する上で地域住民の足として重要な役割を担う広域的幹線路線であり、少子高齢化や地球環境問題への対応、まちづくりと連動した地域経済の自立・活性化等の観点から、その活性化が求められる社会インフラである。

このため、弘南鉄道株式会社（以下、「事業者」という）が収入の確保や経営の合理化、輸送の安全性とサービスの向上等による経営改善に最大限の努力をすることを基本とした上で、弘前市、黒石市、平川市、大鰐町、田舎館村（以下、「沿線市町村」という）が公的支援を行い、弘前圏域及び津軽圏域の市町村や関係機関・団体等と連携して、弘南鉄道弘南線及び大鰐線を維持活性化し、運行の継続を図るものとする。

2 維持活性化の基本的な考え方

○事業者等との連携による維持活性化

弘南鉄道弘南線及び大鰐線の維持活性化にあたっては、事業者と沿線自治体、地域の関係機関・団体等が連携して、サービス向上等により沿線住民や観光客などの利用者が増加し、持続可能な運行となることを目指す。

○鉄道施設等の計画的な修繕・更新による安全対策

弘南線及び大鰐線ともに全線開業から70年を超え、鉄道施設等の老朽化が進んでいることから、鉄道を維持していくために不可欠な鉄道施設等の修繕や更新を計画的に実施し、輸送の安全性を向上させていく。

○支援は路線別に関係市町村が負担

弘南線と大鰐線は、路線の経営状況に大きな差があり、利用者の多くは居住する市町村を運行する路線を利用することから、路線の維持活性化の支援は、受益者負担の考え方から路線別に関係する市町村が負担するものとする。

○事業者の計画を踏まえた公的支援

沿線市町村は、事業者が鉄道施設の修繕等と経営改善を図るために作成する10カ年（令和3年度～令和12年度）の修繕・補修計画と中長期計画を精査し、支援計画を作成して必要な公的支援を次のとおり行う。

○弘南線への支援

弘南線は、令和3年度から令和12年度までの10カ年の支援計画（前期5年、後期5年）を作成し支援する。前期支援計画の5年目に、弘南線を取り巻く環境等を考慮した上で、経営改善や修繕等の進捗状況とその後の見込みを評価し、令和8年度からの後期支援計画に生かして支援する。

○大鰐線への支援

大鰐線は、令和3年度から令和12年度までの10年間を維持することを目指して、令和3年度から令和7年度までの運行に係る5カ年の支援計画により支援するが、令和5年度末の大鰐線の経営改善や修繕等の進捗状況とその後の見込みを評価した上で、令和8年度以降のあり方を事業者と協議する。

○国への要望

安全輸送を確保するため、国庫補助制度の十分な予算確保や地方自治体負担に対する特別交付税措置の拡充について国へ要望する。

○事故等の対応

事故等により事業者の経営見通しより大幅に収入の減少や経費の増加が生じて経営の悪化が見込まれる場合や、利用促進策による増収効果が現れない場合は、事業者が見直した経営見通しや計画等を踏まえて、その都度、沿線市町村は公的支援について検討・協議する。

3 弘南線に関する公的支援（弘前市、黒石市、平川市、田舎館村）

（1）安全輸送対策事業費補助

○沿線市町村は、事業者が行う鉄道施設等の修繕・更新に対する支援として、国庫補助制度の活用を基本とするが、国庫補助を受けられない、又は対象とならない経費についても沿線市町村が補助することで、輸送の安全を確保する。

○補助率等

ア 国庫補助事業は、国（1／3）、県（1／6）の補助率を控除した率（1／2）の10／10（人件費を除く）

イ 国庫補助を受けられない又は、国庫補助対象外の修繕・更新費は、その事業費の10／10（人件費を除く）

ウ ア及びイともに、沿線市町村の負担割合は、市町村負担額の2割を均等割、8割を沿線市町村に存する駅利用者数割により按分とする。

（2）利用促進に関する支援

○新しい時代を見据え10年後、弘南線が自立した運行が可能となるよう、沿線市町村は事業者等と連携し、収入を上げる施策に取り組む。

○沿線市町村は、事業者や地域等と一体となって、弘南鉄道の魅力や存在価値、利便性の向上や情報発信、利用しやすい環境作り、津軽圏域における観光地域づくりや弘前圏域の地域活性化策等との連携により、地域住民のみならず、観光客など地域外の方による利用者の増加を図る様々な支援を実施する。

○補助率等

ア 事業者に対する補助率、及び沿線市町村が実施する事業費は、沿線市町村が検討・協議して決定する。

イ 各市町村の負担割合は、沿線市町村が協議して決めた按分方法によるものとする。

4 大鰐線に関する公的支援（弘前市、大鰐町）

（1）安全輸送対策事業費補助

○沿線市町村は、事業者が行う鉄道施設等の修繕・更新に対する支援として、国庫補助制度の活用を基本とするが、国庫補助を受けられない、又は対象とならない経費についても沿線市町村が補助することで、輸送の安全を確保する。

○補助率等

ア 国庫補助事業は、国（1／3）、県（1／6）の補助率を控除した率（1／2）の10／10（人件費を除く）

イ 国庫補助を受けられない又は、国庫補助対象外の修繕・更新費は、その事業費の10／10（人件費を除く）

ウ ア及びイともに、沿線市町村の負担割合は、市町村負担額の2割を均等割、8割を沿線市町村に存する駅利用者数割により按分とする。

（2）利用促進に関する支援

○沿線市町村は、事業者や地域等と一体となって、弘南鉄道の魅力や存在価値、利便性の向上や情報発信、利用しやすい環境作り、津軽圏域における観光地域づくりや弘前圏域の地域活性化策等との連携により、地域住民のみならず、観光客など地域外の方による利用者の増加を図る様々な支援を実施する。

○補助率等

ア 事業者に対する補助率、及び沿線市町村が実施する事業費は、沿線市町村が検討・協議して決定する。

イ 各市町村の負担割合は、沿線市町村が協議して決めた按分方法によるものとする。

（3）運行費補助

○安全輸送対策事業費補助及び利用促進に関する支援をしてもなお、運行による欠損額が生じる場合は、沿線市町村が運行費補助することで地域住民の足である弘南鉄道大鰐線の運行を維持する。

○令和2年度の運行に伴う欠損額に対する運行費補助は、当基本方針に関わらず令和3年度に行う。

○補助率等

ア 運行により生じた経常損益から減価償却費を除き、補助金等の特別利益を加えた現金ベースの欠損額に対して補助率10／10

イ 各市町村の負担割合は、沿線市町村に存する駅利用者数割による按分とする。

(4) 支援継続の判断

- 令和5年度末の大鰐線の営業成績において、事業者の中長期計画に基づく収支改善がなされない場合は、基本方針に基づいた支援は令和7年度までとする。